

# 実務研究

日本税務会計学会  
令和元年6月 月次研究会



板橋敏夫(向島)

## 仮想通貨取引 ～会計と税法の解説を含め～

### I. はじめに

仮想通貨はまだ10年程度の歴史しかない新しい取引形態で、ようやく法整備が整ってきたという現状にある。今後も法の制定、改正を含め、大きく取扱いが変

### II. 仮想通貨とは

我が国の法律上、仮想通貨は平成28年改正後の「資金決済に関する法律」(以下、資金決済法とする)第2条第5項において定義されている。その内容を要約すると、次のようにまとめられる。

- ① 支払手段として使える
- ② インターネットを通じて動かせる
- ③ 財産的価値があり、不特定の者と売買できる
- ④ いわゆる通貨を除くいわゆる「通貨」との違いは主に次の2点の特徴が挙げられる。

### III. 会計上の取扱い

平成28年の資金決済法の改正を受け、仮想通貨の会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして、実務対応報告(第38号(以下、「対応報告」とする))が公表された。「対応報告」は、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり今後の予

価については、活発な市場が存在するか否かによって会計処理の方法が変わる。

- ① 活発な市場が存在する場合の評価方法：時価法
- ② 活発な市場が存在しない場合の評価方法：切放し低価法

### IV. 税務上の取扱い

平成30年11月21日に公表された個人課税情報第8号外5課共同「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」をまとめると表の通りである。

- ① 物理的通貨(紙幣・硬貨)が存在しない
- ② 国家などの中央集権的な信用保証がない
- ③ 国による保証はないものの、利用者間で偽造などの不正を防止するシステムを構築することにより信用が生まれ、仮想通貨は成立している。

なお、令和元年5月31日に可決成立した資金決済法の改正によって、「仮想通貨」という呼称が「暗号資産」と変更されたが、本稿においては暗号資産についても「仮想通貨」に統一している。

測が難しいこと、仮想通貨の私法上の位置づけが明らかでないことを踏まえ、必要最小限の項目に留められている。以下に、「対応報告」について要約する。

|   |                                                  |
|---|--------------------------------------------------|
| イ | 継続的に売買価格等の公表がされ、かつ、その価格等が売買価格又は交換比率の決定に重要な影響を与える |
| ロ | 継続的に上記イの価格等の公表に十分な数量及び頻度で取引が行われている               |
| ハ | 次のいずれかに該当すること<br>上記イの価格等の公表がその法人以外の者によりされている     |

活発な市場が存在する場合とは、次のイ、ロ、ハの全てに該当することとされる。

継続的に売買価格等の公表がされ、かつ、その価格等が売買価格又は交換比率の決定に重要な影響を与える

継続的に上記イの価格等の公表に十分な数量及び頻度で取引が行われている

次のいずれかに該当すること  
上記イの価格等の公表がその法人以外の者によりされている

| 項目                          | 内容                                                                                       |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【所得税・法人税関係】</b>          |                                                                                          |
| ① 仮想通貨を売却した場合               | 保有する仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合、売却価額と取得価額との差額が所得金額となる。                                           |
| ② 仮想通貨で商品を購入した場合            | 仮想通貨を商品購入の決済に使用した場合、商品価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となる。                                          |
| ③ 仮想通貨同士の交換を行った場合           | 保有する仮想通貨Aを他の仮想通貨Bと交換した場合、仮想通貨Aで仮想通貨Bを購入したことになるので、②と同様に所得金額を計算する。                         |
| ④ 仮想通貨の取得価額                 | 仮想通貨の取得価額は、支払対価に付随費用を加算した額となる。(参考として、税抜経理を適用している場合の取得価額についても記載)                          |
| ⑤ 仮想通貨の分裂(分岐)により仮想通貨を取得した場合 | 分裂時点においては取引相場が存在しないことから、新たな仮想通貨の価値はなく、所得は生じず、取得価額も0円となる。                                 |
| ⑥ 仮想通貨をマイニングにより取得した場合       | マイニング等により取得した仮想通貨の取得時点での時価から、マイニング等に要した必要経費を差し引き、事業所得または雑所得として扱う。                        |
| <b>【所得税関係】</b>              |                                                                                          |
| ⑦ 仮想通貨の所得区分                 | 決済手段として使用する場合など、仮想通貨が事業用資産であるときは事業所得に区分されるが、原則として雑所得に区分される。                              |
| ⑧ 仮想通貨の必要経費                 | 売却した仮想通貨の取得価額や売却手数料の他、ネット回線料やパソコンの購入費用等についても必要経費に算入される。(必要な支出と認められる部分に限る)                |
| ⑨ 年間取引報告書による所得金額の計算         | 簡便に所得金額を計算できる計算書が国税庁HPに掲載されている旨の案内。                                                      |
| ⑩ 年間取引報告書の記載内容              | 年間取引報告書には次の項目が記載される。①年始数量、②年中購入数量、③年中購入金額、④年中売却数量、⑤年中売却金額、⑥移入数量、⑦移出数量、⑧年末数量、⑨損益合計、⑩支払手数料 |
| ⑪ 取得価額の計算方法の変更              | 継続適用を要件とし、移動平均法から総平均法に変更できる。                                                             |
| ⑫ 購入価額や売却価額が分からない場合         | 年間取引報告書により確認できるが、それができない場合、銀行口座の入出金情報や交換業者が公表する取引相場を利用する。                                |
| ⑬ 仮想通貨取引で損失が生じた場合の取扱い       | 通常の、雑所得の金額の計算上生じた損失と同じ。                                                                  |
| ⑭ 仮想通貨の証拠金取引                | 申告分離課税の適用はないので、総合課税により申告する。                                                              |
| <b>【相続税・贈与税関係】</b>          |                                                                                          |
| ⑮ 仮想通貨を相続や贈与により取得した場合       | 仮想通貨は相続税又は贈与税の対象となる。                                                                     |
| ⑯ 相続や贈与により取得した仮想通貨の評価方法     | 活発な市場が存在する場合、外国通貨に準じて評価する。活発な市場が存在しない場合、個別に評価する。                                         |
| <b>【源泉所得税関係】</b>            |                                                                                          |
| ⑰ 仮想通貨による給与等の支払             | 現物給与と同様に支給時の時価で評価し、源泉徴収税額の計算を行う。                                                         |
| <b>【消費税関係】</b>              |                                                                                          |
| ⑱ 仮想通貨を譲渡した場合の消費税           | 非課税売上には該当するが、課税売上割合の計算上は非課税売上には含まない。                                                     |
| <b>【法定調書関係】</b>             |                                                                                          |
| ⑲ 財産債務調書への記載の要否             | 「その他の財産」に該当し、仮想通貨の種類別、用途別、所在別に記載。                                                        |
| ⑳ 財産債務調書への仮想通貨の価額の記載方法      | 原則、12月31日における取引価格を時価として記載するが、その算定が困難な場合には売買実例価額や取得価額を見積り額として記載。                          |
| ㉑ 国外財産調書への記載の要否             | 国外にある財産にならないことから、国外財産調書の対象にはならない。                                                        |

### V. 会計と税務の相違

(1)期末評価方法について  
期末に保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する場合には時価により評価損益を計上する点は会計、税務ともに共通している。一方、活発な市場が存在しない場合には、会計上は切放し低価法が採用される。

(2)活発な市場の判断基準について  
基本的な考えは会計と税務に大きな差異はないが、法人税法における規定の方が進むと思われるが、実務的に判断が難しい場合には保守的(課税当局寄り)に税額計算を行い、取扱いが明確になったところで更正の請求を行うといった手法も選択肢の一つとして有効ではないかと思考するところである。

### VI. 終わりに

仮想通貨取引の取扱いについては、FAQなども含めると、会計よりも税務の方が広い範囲でカバーされている。しかしながら、仮想通貨そのものが比較的新しい概念のものであり、その取扱いが不明な取引も多い。今後、取引の明確化が進むと思われるが、実務的に判断が難しい場合には保守的(課税当局寄り)に税額計算を行い、取扱いが明確になったところで更正の請求を行うといった手法も選択肢の一つとして有効ではないかと思考するところである。

により仮想通貨を移転する場合などにおける評価損益の計算方法等について整備された。また、適格分割等

がより詳細に定められている。また、会計上の判断基準を満たしたとしても、それが特定の1社が主導的に

行われたものである場合には税務上では排除される内容となっている点に差異がある。